

労働 CSR を巡る動向

1. ILO「社会正義宣言」

- 1) 「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」および「グローバル化の状況下における ILO の目的達成に向けた加盟国の取り組みを支援するための ILO の機能強化に関する決議」採択 資料 1-1,1-2
- 2) ディーセント・ワーク促進の基盤
- 3) 1原則4戦略目標の達成推進 DWCP、NAPfDW 資料 1-3
- 4) UNDP など関係国連専門機関との共同事業・連携 One UN
- 5) ILO 戦略的政策枠組み (2010-2015) の支柱

2. G7、G20 サミットへの GU「ワシントン宣言」 資料 2-1

- 1) グリーン・ジョブズ・イニシアティブの提起 (07年 ILO 総会) 資料 2-2
- 2) COP13、COP14 の議論
- 3) グリーン・ジョブと DW 資料 2-3
- 4) GU「ワシントン宣言」の提起とグリーン・ニューディール 資料 2-4

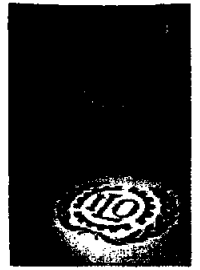
3. GFA 締結

- 1) GUF の取り組み
- 2) UNI-高島屋で日本企業初の締結 資料 3-1,3-2
- 3) 今後の展望

4. 今後の取り組み方向

- 1) ILO 理事会 (08年 11月) での議論から 資料 4-1
- 2) 日本の最近の雇用状況と対応策
- 3) とくに派遣法改正、ワークシェアリング
- 4) それらの課題と GC 労働原則 (CLS) : 登録企業のリストラの実態は?

資料: ILO 広報誌「ワールド・オブ・ワーク」 2008 年、第 63 号より



公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言

〔ジュネーブ〕 ILO を構成する政労使の代表は、ILO がディーセント・ワークの実現に向けた取り組みを促進し、増大するグローバル化の課題への有効な対応策を構築する能力強化のために、画期的な宣言を採択した。「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」とそれに付随する決議は、182 加盟国を代表する政労使三者の数ヵ月に及ぶ交渉の末、第 97 回 ILO 総会に出席した政労使の発声投票で採択された。

「仕事の世界の要求が変化する現代において、宣言は、ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みを通して、これに応えようとする我々の努力を強化するものである。」とファン・ソマビア ILO 事務局長は述べた。「宣言は、経済・社会政策の調和に向けた大きな転換を意味するだけでなく、ディーセント・ワークにもとづく公正なグローバル化の推進を追求する上で、ILO に素晴らしい道具を与えた。」

宣言を通して、ILO 加盟国の政労使は、社会正義、生産的な完全雇用、持続可能な企業と社会的一体性にもとづき、開かれた経済と社会を維持するための新しい戦略を求めている。宣言は、グローバル化がもたらした利益を認める一方で、すべての人により良い公正な成果を達成する手段として、ディーセント・ワーク政策の実行をさらに強化するよう要請する。

宣言は、ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みにおける ILO の 4 つの戦略目標（雇用、社会的保護、社会対話と政労使の三者構成主義、仕事における基本的な原則と権利）を通して、加盟国の政労使が進歩と社会正義を促進し達成するための努力を、ILO が効果的に支援する新しい基盤を確立するものである。さらに、これらの目標が相互に支え合う関連性を強調し、どれか一つでも促進できないものがあれば、他の目標に向けた前進をも阻害することとなる、としている。

加盟国の政労使には、主たる責任として、その社会・経済政策を通して、ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みを実行するための世界的な統合戦略の実現に貢献するよう求めている。宣言は、また、ディーセント・ワークの推進に向けて、ILO が他の国際機関や地域機関とも協力することを要請し、「貿易政策と金融市場政策はいずれも雇用に影響を与えるので、経済政策の中心に雇用を据えるという目標を達成するために、これらの雇用への影響を評価することは ILO の役割である」、としている。

宣言は、グローバル化が仕事の世界を著しく変貌させていることを明らかにする。すなわち、一方で、多くの国が高度経済成長と雇用創出の恩恵を受け、地方の貧困層の多くを現代的な都市経済に吸収し、国の開発目標を前進させ、製品開発における革新とアイデアの循環を促進することに寄与してきた。しかし、他方

では、多くの国と産業部門が、所得格差、高レベルの失業率と貧困の継続、外部ショックに対する経済の脆弱さ、保護されない仕事やインフォーマル経済の拡大など、雇用関係とそれが提供する保護に影響を及ぼす重要な課題に直面することとなった。

「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」は、1944年に歴史的なフィラデルフィア宣言が採択されて以来、最も重要なILOの刷新を印すものである。さらに、1998年に採択された「仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言」の尊重、推進、実現に向けた大きな一歩でもある。

宣言は、結社の自由と団体交渉権、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用・職業上の差別撤廃の基本的な原則を、ILOの基盤をなす原則と位置づけ、これらの権利が、前記の4つの戦略目標を実現する促進的条件として特に重要であることを強調している。

ILO能力強化委員会のジャン＝ジャック・エルミジェー委員長は「今、我々が手にしたのは、ILOと構成メンバーのための羅針盤である。」と述べ、「宣言と決議が進むべき道を示す中で、未来をつくるのは、すべて我々にかかっている。」と語った。

委員会の報告者セルジオ・パイザオ・パルド氏は、全体会合への報告の中で、宣言を「先進国・途上国に暮らす人々の生活と労働条件に直接的な影響をもち、次世代の指針となるもの」と呼んだ。

労働者側の副委員長エブラヒム・パテル氏は、宣言が「現代の社会、労働者、企業家、政府の懸念と共鳴する大きなテーマに取り組み、また、将来現われる問題にも対応することを望んでいる。」と語った。

使用者側の副委員長エマヌエル・ジュリアン氏は、「ILOは、この宣言によって、グローバル化の課題に対応するために自らを変革する最善の道具を与えられた。」と述べ、さらに、宣言は、ILOを「基本的な価値を堅持しつつ、これまで以上に活動の実をあげる」方向へ導くだろう、と話した。

宣言には、ILOが加盟国のディーセント・ワークの実現に向けた取り組み推進努力を支援する手段を確保するためのフォローアップの仕組みが定められている。これには、ILOの制度的実務と統治の見直し；加盟国のニーズと現実に応え、ILO活動の成果を評価するILO総会での定期的な討議；任意の国別レビュー、技術支援、助言サービス；調査研究能力や情報の収集と共有の強化、などが含まれている。

公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言、グローバル化の中で加盟国が目的に到達する努力を支援するILOの能力強化に関する決議については、以下のウェブサイトを参照。

http://www.ilo.org/global/What_we_do/Officialmeetings/ilc/ILCSessions/97thSession/pr/lang-en/docName--WCMS_094042/index.htm

公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言（暫定訳）

前文

国際労働総会は、その第97回会期にジュネーブにおいて会合し、

新技術の普及、知識の伝播、商品及びサービスの交換、資本及び金融の流れ、事業活動及び事業活動過程及び意見交換の国際化、並びに人（特に働く男女）の移動を特徴とする現下のグローバル化の状況において、仕事の世界が深甚なる変貌を遂げつつあることに留意し、

- 一方では、経済協力及び経済統合は、多くの国が高度経済成長及び雇用創出の恩恵を受け、地方の貧困層の多くを最新の都市経済に吸収し、開発目標を推進し、製品開発に係る革新及び知識の流通を促進することに寄与してきた
- また他方では、グローバルな経済統合のために、多くの国及び産業部門が、所得格差、失業率及び貧困の高止まり、外部ショックに対する経済の脆弱さ、保護されない仕事及びインフォーマル経済の拡大という、雇用関係及びそれによる保護に影響を及ぼす重要な課題に直面することとなった

このような状況においては、すべての人にとってより良かつ公正な結果を**実現**することが、社会正義への普遍的な願望を満たし、完全雇用を達成し、開かれた社会やグローバル経済の持続可能性を確保し、社会的統合を**実現**し、貧困及び拡大する不平等と闘うために、なおさら必要となることを認識し、

国際労働機関が、絶えず変化する環境における進歩及び社会正義の促進及び**実現**に向けた支援を行う**主要な**役割を担うことを確信し、

- 21世紀においても加盟国の政策を**刺激**する十分な今日的意義を維持しており、また、以下の趣旨、目的及び原則を含む、ILO憲章及びこれに附属するフィラデルフィア宣言（1944年）に盛り込まれた権限(mandate)に基づき、
 - 労働は商品ではないこと及び一部の貧困は全体の反映にとって危険であることを確言すること
 - ILOは、世界各国の間で、完全雇用及び生活水準の向上、最低限の生活賃金並びにすべての困窮者に基本収入を提供するための社会保障措置の拡大といった目標その他のフィラデルフィア宣言に記述されたすべての目標を**実現**するための事業を推進する厳粛な義務を担うことを認識すること
 - すべての国際経済政策及び国際金融政策を社会正義という基本的目標に照らして検証し考慮する責務をILOに付与すること
- 加盟国が、国際労働機関の権限(mandate)の履行に際して、基本的権利（すなわ

ち、結社の自由及び団体交渉権の実効的承認、あらゆる形態の強制労働又は義務的労働の撤廃、児童労働の実効的廃止、雇用及び職業における差別の撤廃がとりわけ重要であることを認めた、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及びそのフォローアップ（1998年）に依拠するとともにこれを再確認し、

以下を顧慮し、グローバル化の課題への効果的な対応としてのディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に対する国際社会の認知に勇気づけられ、

- コペンハーゲンの世界社会開発サミット（1995年）の成果文書
- ILOが展開するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の概念に対し、世界レベル及び地域レベルにおいて繰り返し表明された広範な支持
- 2005年の国連世界サミットにおいて、公正なグローバル化並びに完全かつ生産的な雇用及び全ての人のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）という目標が、関係国内政策及び国際政策の中心目標として、各国政府首脳の普遍的支持を得たこと

相互依存性及び複雑性が高まり、また、生産活動が国際化する世界において、以下の状況があることを確信し、

- 自由、人間の尊厳、社会正義、安全保障及び差別禁止というILOの基本的価値は、持続可能な経済社会発展及び効率性にとって不可欠なものであること
- 国内外における政府及び代表的な労使団体の間の社会対話及び三者構成の実践は、国際労働基準などの手段を通じて社会的結合や法の支配を構築する上で、今日いっそう意義深いものとなっていること
- 労働者に法的保護を与える手段としての雇用関係の重要性が、認識されるべきであること
- 生産的で、収入が豊富であり、かつ持続可能な企業は、強い社会経済及び存立可能な公的部門とならんで、持続可能な経済成長及び雇用機会にとって重要なものであること
- 国際労働機関の目標の達成における多国籍企業の役割の増大を取り扱った改訂版多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言（1977年）が、とりわけ意義を持つこと

現下の諸課題により、国際労働機関は、その取組を強化し、憲章上の目標を推進するためのあらゆる活動手段を動員することを求められていること、また、これらの取組を効果的なものとし、グローバル化の状況下におけるILOの目的達成に向けた加盟国の取組を支援するILOの機能を強化するために、国際労働機関が以下のことを行わなければならないことを認識し、

- ILOのディーセント・ワーク・アジェンダ及び4つの戦略目標に即し、これらの間の相乗効果に依拠しつつ、グローバルかつ一体的な手法の展開を推進するにあたり、一貫性及び連携を確保すること
- 既存の憲章上の枠組や手段を十分に尊重しつつ、制度実務及びガバナンスをより効果的かつ効率的なものとするために調整すること
- 構成員が、国レベルの十分な三者協議に基づき自ら表明したニーズに対応するための支援をすること。これは、構成員がILOの憲章上の目標の一環としてのこれらのニーズに対応することを助ける良質な情報、助言及び技術プログラムの提供を通じて行われる。
- ILOの基準設定政策について、仕事の世界におけるその意義を増大させることにより、ILO活動の礎石として推進すること。また、国際労働機関の憲章上の目標を実現する有用な手段としての基準の役割を確保すること。

二千八年六月 日に本宣言を採択する。

I 射程（対象範囲）及び原則

総会は以下のことを認識し宣言する：

A. 加速する変化の下、ILO憲章に基づくILOの権限(mandate)を、国際労働基準による場合を含め実施するための、また、完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を経済社会政策の中心に据えるための、加盟国及びILOによるコミットメント及び取組は、ディーセント・ワーク・アジェンダを表現するものであり、かつ、以下のように要約される、いずれもひとしく重要な4つの戦略目標に基づくべきである。

(i) 以下のことを可能にする持続可能な制度的、経済的環境を創造することにより雇用を促進すること。

- 個々人が、自己実現と共通の福利のため生産的な活動に従事するために、その能力及び技能を伸長し維持することができること。
- 官民を問わずすべての企業が、成長をもたらし、より多くの雇用及び収入の機会や、すべての人にとっての将来見通しの向上をもたらすことができるよう、持続可能なものとなること。
- それぞれの社会が経済発展、良好な生活水準及び社会の進歩という目標を達成することができること。

(ii) 以下を含む、持続可能性があり、かつ、国内の状況に適合した社会的保護—社会保障及び労働者保護—の方策を展開し強化すること

— 必要とする者に最低限の収入を提供する方策を含め、社会保障をすべての人に拡大し、その適用範囲及び適用対象を、技術的・社会的・人口学的・経済的变化の速さから生じる新たなニーズと予見不可能性に適合させること

— 健康で安全な就業条件

— 進歩の果実のすべての人への公正な配分及び必要とする労働者すべてに対する最低限の生活賃金を保証することを企図した賃金・収入及び時間その他の就業条件に関する政策

(iii) 以下の事項にとって最も適切な手法としての、社会対話と三者構成を促進すること

— 戦略目標の実施を各国のニーズや状況に適合させること

— 経済成長を社会発展に、社会発展を経済成長に転換させること

— 雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の戦略及びプログラムに影響を与える国内政策及び国際政策に係る合意形成を円滑にすること

— 雇用関係の認定、良好な労使関係の促進及び効果的な労働監督制度の構築など、労働分野の法及び制度を効果的なものにする

(iv) 以下に留意しつつ、権利として、また、促進的（授権的）条件(enabling condition)として、すべての戦略目標の完全な実現にとって不可欠なものとして特に重要な、職場における基本的原則及び権利を尊重し、促進し、実現すること。

— 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認は、4つの戦略目標の達成を可能にするために特に重要であること

— 基本的原則及び権利の侵害は、正当な比較優位性として援用その他利用されてはならず、また、労働基準は、保護貿易主義のために用いられてはならないこと

B. 4つの戦略目標は不可分、相互依存的、相互補完的である。これらのうちいずれか一つでも促進できないものがあれば、他の目標に向けた前進を阻害することとなる。これらの効果を最大化するため、これらを促進する取組は、ILOによるグローバルかつ一貫性のあるディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の戦略に組み込まれるべきである。男女平等と差別撤廃は、上述の戦略目標において横断的な事項として捉えられなければならない。

C. 各加盟国がどのようにして戦略目標を達成するかは、各加盟国が、現存の国際義務並びに職場における基本的原則及び権利を前提としつつ、以下の事項等

を考慮した上で決定するべきである：

- (i) 国内の条件及び状況、代表的な労使団体が表明するニーズ及び優先事項
- (ii) グローバル経済の下で従来になく顕在化している、すべての加盟国間の相互依存、連帯及び協力関係
- (iii) 国際労働基準の原則及び諸規定

II 実施方法

総会はさらに、グローバル経済下において以下の状況があることを認識する：

A. 本宣言の第I部を実施するためには、ILOが加盟国の取組を効果的に支援することが必要となる。このため、国際労働機関は、その人的及び財政的資源、並びに他に類のない三者構成構造及び基準体系の利点を最大限に活用するため、以下のことを企図して、制度実務を見直し、適合させるべきである。

(i) 以下のことを行うため、ILO総会の循環的な議題という枠組みにより、各戦略目標に係る加盟国のニーズ及びこれらに応えるための過去のILOの活動について、よりよく理解すること：

- ILOがいかにして、すべての活動手段の調和的な利用を通じてさらに効率的にこれらのニーズに応えることができるか、特定すること
- それらのニーズに応えるために必要な資源を特定し、適当な場合には、追加的な拠出・資源を誘致すること
- 理事会及び事務局をその任務遂行について導くこと

(ii) 以下のことを行うため、技術協力及び専門的助言を強化し合理化すること：

- 個々の加盟国において、適当な場合には、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）のためのカントリープログラムを通じて、かつ、国連システムの枠組みを利用して、政労使三者によってすべての戦略目標に向けた取組を実施すること
- 意義があり一貫性のある社会政策及び持続可能な発展を促進するために、必要に応じ政府及び労使団体の制度能力を助けること

(iii) 実証的分析と具体的経験についての三者による議論を通じて、戦略目標の相乗効果に関する知識と理解の共有化を促進すること。これは、関係各国の任意協力によって行われ、また、グローバル化がもたらす好機及び課題にかかわる加盟国の意思決定に資する情報とすることを目指すものである。

(iv) 二国間又は多国間合意の枠組みにより共同して、また、ILOにおける諸義務との整合性を前提として、戦略目標を推進させることを望む加盟国に対し、求めに応じ、支援を提供すること。

(v) ILOの実行計画及び活動の効果を向上させ、何らかの適切な方法により協力を求め、その他ILOの戦略目標を促進するために、多国籍企業、世界規模の部門別活動を行う労働組合など、非政府の主体及び経済主体とのパートナーシップを発展させること。なお、これは、国内又は国際的労使団体との協議の上で経て行われる。

B. 同時に、加盟国は、社会経済政策を通じて、本宣言の第I部に概説したディーセント・ワーク・アジェンダを取り巻く戦略目標の実施のためのグローバルかつ一体的な戦略の実現に貢献する主たる責務を負う。国内におけるディーセント・ワーク・アジェンダの実施は、国内のニーズ及び優先事項に応じて行われ、また、当該責務をどのようにして果たすかの決定は、加盟国が代表的な労使団体と協議した上で行うものである。加盟国は、当該責務を果たすため、以下のこと等を考慮することができる：

(i) ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に向け、戦略目標の一体的な追求のための諸優先事項に焦点をあてた国内戦略若しくは地域戦略、又はこれらの双方を採択すること。

(ii) 必要に応じてILOの支援を得ながら、進展状況を監視し評価するための適切な指標又は統計を確立すること。

(iii) 中核的労働基準とみなされる条約・勧告並びにガバナンスの観点から最も重要とみなされる三者構成、雇用政策及び労働監督の分野の条約・勧告に特に力点を置きつつ、各戦略目標ごとに漸進的な適用の拡大を達成することを企図して、ILOの条約・勧告の批准又は実施に関する状況を評価すること。

(iv) 関連する国際的な場において関係加盟国政府を代表してとられる立場と、本宣言の下でこれら政府がとる何らかの措置との間で、適切な調和が確保されるよう、適宜の措置をとること。

(v) 持続可能な企業活動を促進すること。

(vi) 適切な場合には、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の要素を含む国内または地域内の取組の実施の成功例から得られる国内及び地域における好事例について情報交換すること。

(vii) 二国間、地域的又は多国間レベルで、資源がゆるす限りにおいて、本宣言第I部に言及された原則及び目標を実施するための他の加盟国の取組に対し、適切な援助を提供すること。

C. 密接に関連する分野を所轄する他の国際機関又は地域機関は、この一体的アプローチを実施するにあたり重要な貢献をなす。ILOは、それぞれの機関がその権限を完全に管理するものであることに留意しつつ、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進をするようこれらの機関を促すべきである。貿易政策及び金融市場政策はいずれも雇用に影響を与えるから、経済政策の中心に雇用を据えるという目的を達成するために、これらの雇用影響を評価することはILOの役割である。

III 最終条項

A. 国際労働事務局の事務局長は、本宣言が、すべての加盟国、及び加盟国を通じて代表的労使団体、関連分野を所轄する国際レベル及び地域レベルの国際機関、並びにILO理事会が指定するその他の機関に、配布されるよう確保するものとする。国内の政府及び労使団体は、それらが参加し又は代表されるすべての関連の場において、本文書を知らしめ、その他関係を持ちうるあらゆる機関に普及させるべきである。

B. 国際労働事務局の理事会及び事務局長は、本文書の第II部の迅速な実施のための適切な方法・手順(modality)を策定する責任を持つ。

C. 本文書の効果、特にその実施を促進するためにとられる措置の効果は、理事会が適切とみとめる時に、かつ、今後策定される方法・手順(modality)にしたがい、ILO総会による評価の対象とされる。当該評価は、今後どのような活動が適切であるかについて分析することを目指す。

附属書

宣言のフォローアップ

I 全体の目的及び射程

1. このフォローアップの目的は、加盟国が国際労働機関の憲章に基づく権限 (mandate) の実施にとって重要な4つの戦略目標を追求するという公約を実践する取組を行うに際し、国際労働機関が支援する手段を対応させることである。
2. このフォローアップは、憲章の下で国際労働機関に与えられた活動手段を最大限に有効活用することを目指す。加盟国を支援するための手段のいくつかは、加盟国政府の報告義務を増加させることなく、ILO憲章第19条5(e)及び6(d)の適用に係る既存の方式(modality)の修正を伴う可能性がある。

II 加盟国を支援するための国際労働機関の活動

運営、資源及び対外関係

A. 事務局長は、国際労働機関が本宣言の下で加盟国の取組を支援する手段を確保するために、理事会への適宜の提案を含むすべての必要な措置をとる。そのような措置は、宣言に記述された制度実務及びガバナンスの適合及び更新を含み、また、以下のことを促進する必要性を考慮すべきである：

- (i) 国際労働事務局内における効率的な運営のための一貫性、連携及び協力
- (ii) 政策上及び実行上の機能の構築及び維持
- (iii) 効率的かつ効果的な資源の利用、管理手続及び制度的構造
- (iv) 適切な能力・知識ベース及び効果的なガバナンス機構
- (v) ILOの実行計画及び活動を強化し、その他ILOの目標を促進するための、国連システム内及び多国間枠組みにおける効果的なパートナーシップ
- (vi) ガバナンスの観点から最も重要な諸基準の特定、更新及び促進

加盟国の現状及びニーズを理解しこれに応えること

B. 国際労働機関は、以下のことのために、ILOの監視メカニズムに重複することなしに、理事会が合意した方法・手順(modalities)に基づくILO総会による循環的な議論の仕組みを導入する：

- (i) 各戦略目標に係る、加盟国の多様な現状及びニーズをよりよく理解し、基準関連活動、技術協力、及び事務局の技術的・調査機能を通じた手段など、用い

ることのできるすべての手段をもって、より効果的にこれらに応え、また、優先事項及び活動計画をこれらに適合させること。

(ii) 計画、予算及びその他のガバナンスに係る決定に資する情報とするために、ILOの活動の成果を評価すること

(iii) 戦略的優先事項を支える追加的な任意拠出を動員すること

技術支援及び相談サービス

C. 国際労働機関は、政府又は代表的な労使団体の求めに応じ、加盟国が一体的かつ一貫性のある国内戦略又は地域戦略を通じて、戦略目標に向けて前進を図るための取組を実施するに際し、その権限内のすべての適切な支援を、特に以下によって提供する：

(i) ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）のためのカントリープログラム の枠組み及び国連システムの枠組みを利用した技術協力活動を強化し合理化すること

(ii) 各加盟国が、国内戦略を採択するに際して、また、その実施のために革新的な連携を模索するに際して求めた場合に、全般的な専門的知見及び支援を提供すること

(iii) 進展状況を評価し、他の要因や政策が加盟国の取組に及ぼした可能性のある影響を分析するための適切なツールを開発すること

(iv) 資源の誘致を含め、開発途上国及び代表鄭労使団体の特別なニーズ及び能力に対応すること

調査研究、情報の収集発信

D. 国際労働機関は、戦略目標がどのように相互に作用し、また、社会的発展、持続可能な企業活動、持続可能な開発及びグローバル経済における貧困撲滅に寄与するかについての実証的知識及び理解をより積極的に普及するため、適切な措置をとる。これらの措置には、以下の枠組みによる、国際レベル、地域レベル又は国内レベルでの政労使三者の経験及び好事例の共有化が含まれる。

(i) 関係国の政府及び労使団体の任意協力によりアドホックに実施される調査；又は

(ii) 関心ある(interested)加盟国が任意に設立又は参加しうるピア・レビュー(peer review)などの共通の仕組み

III 総会による評価

- A. 本宣言の効果、特に、戦略目標の一体的な追求を通じて、加盟国の間で国際労働機関の趣旨目的の推進に果たす効果は、総会による評価の対象となる。評価は、総会議題の設定という枠組みの中で、時折、繰り返されうる。
- B. 事務局は、本宣言の効果の評価するための総会報告書を作成する。報告書には以下の情報が盛り込まれる：
- (i) 本文書を受けて加盟国がとった活動又は措置。この情報は、ILOのサービス、特に各地域におけるサービスを通じ三者構成員により、又はその他の信頼できる情報源により、提供される。
 - (ii) ILOの計画及び活動並びにそれらの効果を含め、戦略目標に関連するガバナンス、機能及び知識ベースに係る事項についてフォローアップするために、理事会及び事務局がとった措置。
 - (iii) 本宣言が他の関係する(interested)国際機関についてもたらす効果。
- C. 関係する(interested)公的国際機関は、効果の評価及び議論に参加する機会を与えられるものとする。その他の関係する(interested)機関も、理事会の招きに応じ、出席し議論に参加することができる。
- D. 総会は、評価に照らして、新たな評価の実施その他適切な活動の望ましさについて、結論を導き出す。

グローバル化の状況下におけるILOの目的達成に向けた加盟国の取組を支援するためのILOの機能強化に関する決議

国際労働機関の総会は、その第97会期にジュネーブにおいて会合し、

「グローバル化の状況下におけるILOの目的達成に向けた加盟国の取組を支援するためのILOの機能強化」と題する第6議題の枠組みの中で、「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」と称することができる宣言を採択し、

宣言にはディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に係る数多くの強度に促進的な性格の手段が含まれていること、また、宣言はILOの構成員に対しできる限り速やかに利益をもたらすべきであることを想起し、

ILOの機能を強化するための作業ができる限り速やかに進展することが重要であることに留意し、

1. 宣言の諸条項及び宣言の実施は、ILOの既存の監視機構に重複するものであってはならないこと、また、宣言の実施は加盟国政府の報告義務を増加させるものであってはならないことに留意する。

2. 事務局長に対し、優先的事項として、2008年11月に理事会に実施計画を提出し、また、理事会が必要と認める場合には、その次の会期の理事会における検討に供するための最終案を提出することを求める。理事会への提案は、以下をはじめ宣言の実施に係るすべての要素を網羅する。

(a) 宣言の第II部パラA及びパラCの諸条項並びに宣言の附属書の諸条項

(b) 上述のほか、以下の要素：

I. 機能及びガバナンスに係る事項—以下の方策に係る具体的提案：

(a) 研究機能、知識ベース及び実証分析の実施の強化。これには他の研究機関及び外部専門家との協力に係る方策が含まれる。

(b) 地域機構の見直し、構成員のニーズに最も効果的かつ効率的に対応することができる地域組織体系につながるよう確保すること。

(c) 事務局内及び本部と地域組織との間で、一貫性及び連携を強化する

こと。

- (d) 人材開発を強化し構成員の知識ニーズに適合させること。
- (e) プログラムを適切に監視し評価し、教訓が理事会にフィードバックされるよう確保すること。これには外部評価が含まれる。
- (f) 理事会の作業方法及び年次総会の機能を改善すること。
- (g) 制度実務、マネジメント及びガバナンスを調整し、見直すこと。
- (h) ディーセント・ワーク・カントリー・プログラムの実施を監視し評価すること。
- (i) 結果重視型管理を完全に実施すること。これにはITシステムの完全な実施が含まれる。

II. 国際労働総会の循環的議題—以下に係る提案

- (a) 国際労働総会議題のうち循環する議題の順序及び頻度
- (b) 国際労働総会におけるこのような議題の議論と、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言のフォローアップに基づくグローバル・レポートとの関係
- (c) 戦略的政策枠組みとの関係
- (d) 地域機構の役割
- (e) 加盟国及び事務局による報告の整理統合及び合理化

III. 協力関係—他の国際機関及び地域機関並びに関係する非政府の主体との協力に係る提案

- (c) 加えて、今次総会におけるILOの機能強化に関する委員会の報告書において表明されている構成員の懸念に対する十分な配慮

3. 理事会は、今次総会における本議題の議論において得られた前向きな経験から引き出された経験及び教訓に照らし、運営委員会の設置などにより、そのようなプログラムを実施するための適切かつ確かな仕組みを設けることを望むかもしれないと史料する。

4. この作業の成果につき、コスト削減の可能性を含め、可能な限り最も効果的、効率的かつ経済的な資源利用が行われるとの期待を記す。

5. 本決議にしたがってとられる手段は、宣言のフォローアップ第III部に基づく総会における宣言の効果の評価の一環をなすものであることを決定する。

TUAC

経済政策作業グループ

パリ、2008年10月29～31日

改訂議題 2(ii)

「G20 緊急金融サミット」に向けた労働組合声明案

グローバルユニオン「ワシントン宣言」

2008年11月

I. 概要

1. グローバル経済が危機の瀬戸際で揺らいでいる中、主要 20 カ国 (G20) の首脳が一堂に会する。2008 年 9 月に大手銀行の破綻で金融危機が著しく悪化し、続いて 10 月の株価暴落で、実体経済は大きな打撃を受けつつある。米国と欧州で国内総生産 (GDP) の低下が予想されており、失業率が上昇するだろう。こうした悪影響が新興経済国、途上国にも波及している。グローバル経済はきわめて深刻な景気後退に直面しており、これがどこまで長引き深刻化するかは、政府がいかにタイムリーな重点対策をとるかによる。今回の制度的危機は、今年前半に起きた未曾有の食料価格、商品価格の高騰と、それを原因とする途上国の食料危機に輪をかけて起きている。速やかに対策を講じなければ全世界の最も貧困な人々が悪影響を最も受ける気候変動の加速化も背景にある。

2. 今回の経済危機は米国で始まったが、住宅危機、信用市場危機、雇用危機が絡んでいる。それぞれの危機自体が十分深刻であるが、それらが相互作用してとくに複雑かつ危険な方向に向かっている。住宅価格は急落し、差し押さえが急増し、家計の純資産が数兆ドルも目減りした。財産が減った消費者は出費を厳しく控え、経済は減速し、使用者は雇用削減、賃金・給付の引き下げを余儀なくされている。不動産担保資産 (原文は mortgage-backed assets ですが、mortgage-backed securities=不動産担保証券か asset-backed securities 資産担保証券を意図したのでしょうか?) の価値が資本不足の金融機関のバランスシートをますます悪化させており、住宅価格の下落が続いていることも信用危機に追い討ちをかけている。この悪循環が今や他の先進国でも続いている。

3. 政府が金融市場に強制介入して銀行を国有化し、預金を保護し、不良債権を買い取り、米国と欧州の銀行に資本を注入すれば、1930 年代の大恐慌以来最も深刻な経済危機は、実体経済における、労働と投資の価値に対する合理的判断に代えて貪欲が許容される自由な

金融市場というイデオロギーを終焉させることになる。金融市場が本来の機能（実体経済に安定的かつ効率的に資金を供給する機能）を取り戻すためには、国内レベルとグローバルレベルで規制の仕組みを構築する必要がある。さらに政府と国際機関は、経済的効率性と社会的公正を実現する新たな経済秩序を構築しなければならない。これは 1944 年のブレトン・ウッズ会議の課題に劣らぬ大仕事である。

4. ワシントンで会する主要経済国首脳には次のことが求められている。

- ・第 1 に、大規模な経済回復計画を策定して世界の資本市場を安定させ、経済を速やかに後退局面から脱出させ、世界恐慌のリスクを回避し、ディーセントワーク創出への軌道に戻さなければならない。必要に応じて、さらに協調して金利を引き下げるべきである。各国政府は、短期的には需要拡大、中期的には生産性の向上につながるインフラ投資プログラムを促進すべきである。今こそ、代替エネルギーの開発や省エネによって雇用を創出する「グリーン・ニューディール」を推し進めるときだ。中低所得者の購買力を支えるために、租税措置や歳出措置を講じるべきである。後発開発途上国がミレニアム開発目標を達成できるよう開発援助予算を維持する必要がある。
- ・第 2 に、これほどまでの金融危機が再発しないようにしなければならない。この 20 年間、ほとんどの政府と国際金融機関は、規制の緩やかな「新たな金融構造」を推し進めてきたが、それこそが今回の危機を招いたグローバル金融市場の特徴といえる。政府と国際金融機関が後押ししてきた金融革新が複雑な金融商品を生み、それが「店頭」市場で不透明に取引され、グローバルな金融制度を害している。その結果、阻止できたはずの米国のサブプライムローン危機が、世界的な金融危機の引き金となり、社会と経済に莫大な損失をもたらした。各国政府は銀行制度を守るために介入せざるを得なかったが、政府が金融資産の損失を補填し、利益を私物化するのは許されない。必要なのは適切に規制された金融機関である。
- ・第 3 に、グローバル経済のために経済ガバナンスの新たな構造をつくり出すべき時が来ている。「新たなブレトン・ウッズ体制」が求められている。各国政府は必要な構造づくりに着手しなければならないが、これは銀行と財務官僚だけで進められる議論ではない。労働組合は、現在の危機の犠牲者である、世界中の労働者とその家族を代表している。われわれは家を失い、企業の一時解雇で職を失い、株式相場の暴落で年金が目減りしていく。われわれも議論に参加できるよう要求する。
- ・第 4 に、今回の危機の背景にある、所得分配の不平等の拡大を直視しなければならず、新たなブレトン・ウッズ体制は、グローバル経済を頓挫させた「公正な分配」危機にも取り組まねばならない。その取り組みは、グローバル経済を地域間だけでなく、資本供給国と労働供給国、高所得者と低所得者、金持ちと貧しい者の間でバランスよく成長させるものでなければならない。

II. 実体経済のための協調的回復計画

5. 金融混乱の拡大は実体経済に大きな打撃を与え、米国と英国における急激な雇用減少がユーロ地域にも波及し、世界的な景気後退の恐れがある。米国とユーロ地域では、2009年はほぼ年間を通してGDPが低下すると予想されている。経済協力開発機構（OECD）加盟国の失業率は6カ月後には20%も上昇すると予想されているが、実際にはもっと高くなるかもしれない。国際労働機関（ILO）の予測では、世界の失業者は2007年の1億9000万人から2009年には2億1000万人に増え、1日1ドル未満で暮らすワーキングプアは同じ期間に4000万人増え、1日2ドルで暮らす人たちは1億人増える。

6. 政府首脳と中央銀行総裁は、均衡予算対策、賃金引き下げ、さらには「近隣を窮乏化させる」為替・通貨政策をとった1930年代の苦難を繰り返してはならない。そうではなくG20首脳は、実体経済を国内においても世界的にも刺激する協調的回復計画を策定しなければならない。

7. 欧州と米国では中央銀行がさらに協調して金利を引き下げる必要がある。必要な場合には、直接的な雇用創出プログラムによって失業給付制度など財政安定化装置を強化し、補完しなければならない。財政面からの景気刺激策は総需要を十分に増やすことに重点をおき、実体経済を活性化すべきである（雇用拡大、賃金増、家計の可処分所得の増大）。租税措置と歳出措置は中低所得世帯を対象としなければならない。彼らは現在の状況で最も苦しんでおり、彼らの消費率が上がれば、消費、生産、さらには雇用を速やかに回復させることになるだろう。

8. また、国連環境計画（UNEP）とILOが求めている「グリーン・ニューディール」をスタートさせる時でもある。短期的には雇用創出、そして中期的には温室効果ガス排出削減に向けた、環境に責任ある投資による経済回復を推し進めるときだ。気候変動への取り組みを雇用創出と持続可能な開発への機会に変えていくことが、政策の要にならなければならない。設備の古い建物による省エネ推進策はとくに雇用集約型となり、大きな打撃を受けた建設産業を支えることになる。インフラ、公共交通機関、代替エネルギー源への公共投資もグリーンな雇用創出を促進する。

9. 米国の新政権は中低所得労働者の所得増、セーフティネットの強化（失業給付を含む）、拡大フードスタンプ計画、連邦政府と地方政府への援助、教育とインフラへの意欲的な連邦支出を組み合わせた包括的な計画を策定しなければならない。

10. 日本は危機の影響をそれほど直接受けてはいないとはいえ、アジアの新興市場国で危

機が深刻化すれば、その影響を特に受けやすい国である。現在の経済成長はほぼ輸出に依存しており、当局は内需拡大に向けて経済のバランスを取り戻す施策を講じなければならない。需要を拡大するには実質賃金の引き上げがきわめて重要であり、家計消費を支える財政政策によって実現すべきである。

11. 欧州連合（EU）では現在、加盟国が異なる財政政策を実施しているが、より適切な経済ガバナンスの仕組みのもとでそれらを抜本的に調整し、統合する必要がある。欧州の労働組合は再生可能エネルギー、省エネ、イノベーション、欧州インフラ・ネットワークへの投資を促進するために、欧州投資基金の創設を求めてきた。

12. 今回の危機を生み出した本質的な経済的不均衡を是正するためにも、包括的な回復政策を講じるべきである。グローバル経済ではとくに米国と他の国々との間に不均衡が見られるだけでなく、金融と実体経済、労働者の購買力と使用者の購買力も不均衡である。新興経済国の黒字は国内の長期的な生産的投資、教育、社会保障、保健、正規の民間部門、農村開発に向けるべきである。

Ⅲ. グローバル金融市場の再規制

13. いまや雇用危機へと波及しはじめた金融混乱のそもそもの原因は、金融市場の無責任な規制緩和によって銀行の借入金膨張と資産バブルが促され、金融革新によって「証券化商品」という名の不良債権の輸出が行われたことである。この不透明なシステムは、金利とデフォルト率が低かったからこそ機能した。2006年末に米国住宅市場がはじめてマイナス成長に陥ったことで、このシステムは崩壊した。真の信用リスクは、その背景にある家計と企業の資産に負わされていた。家計と企業は実体経済が健全に機能するための基礎である。だが、そのことは証券化商品の販売業者の念頭にはなく、このため労働者の年金基金を含む投資家は、自分たちが購入している商品の内容、それが抱えるリスクを理解できなかった。その結果、信用リスクと損失がどこに発生しているかをめぐって疑心暗鬼が広がり、それが銀行を破綻させ、信頼感が消滅した。ヘッジファンドやプライベートエクイティなど、規制を受けず、巨額のレバレッジを効かせたファンドによるシステムリスクは、まだ完全には表面化していない。これにより実体経済はきわめて深刻なコストを強いられる。とくにプライベートエクイティが買収した企業は、すでに巨額の負債を抱え、多くの先進国で何百万人という労働者を雇用しており、打撃はきわめて大きい。

14. ここ数週間、各国の中央銀行と政府は、信頼感の回復と信用市場の安定化を目指した介入を行ってきたが、これは銀行システムを守るために必要なことである。金融システムの大きな部分が税金で支えられていることをふまえ、労働組合は、各国政府が株式を購入

し、積極的な投資家として行動することで、国民の利益を守るとともに、将来的に納税者にお金が戻るようにすべきだと主張した。この点は、各国政府がそうした行動をとる以前から主張してきた。とはいえ、これらの対策は単なる火消しにすぎず、それだけでは経済統治に対する国民の信頼は回復できず、世界的な景気後退も防げない。

15. 各国政府は、2008年4月の金融安定化フォーラム (FSF) の報告書『市場と制度の強靱性の強化 (Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience)』で掲げた提言を強調している。FSFは、証券化商品とオフバランス (簿外) 取引に対する自己資本規制の強化、銀行のリスクマネジメント手続きの厳格化、証券化商品に対する新しい会計評価、格付機関への監督強化、そしてより広くは「金融機関による・・・複雑な他の非流動的商品に関する開示の質的改善を奨励するための」国際協力と呼びかけている。これらの提言は歓迎すべきものであろうが、その多くは民間部門の自主的な協力 (きわめて不十分にみえる) に依存している。

16. 国際協力は、現在、検討されている銀行の健全化ルールの見直しや透明性向上の「奨励」といった内容を、はるかに超えたものでなければならない。再建する必要があるのは各国と世界の規制体系であり、これによって金融市場を、実体経済に安定的かつコスト効率よく資金を供給するという本来の機能に回帰させることである。各国首脳は、金融市場再規制のための青写真作成にゴーサインを出すべきである。具体的には以下のことが必要である。

セーフガードと国際協力の強化

- 中央銀行に、投機的な金融バブルの把握と防止に必要な手段をもたせる。
- あらゆる形態のオフバランス取引を禁止するとともに、銀行や他の金融機関の健全化ルールを会計基準を含めて見直し、景気循環による影響を防止する一方、顧客との公平なリスク分担を確保する。
- 海外投資と資本移動は適切な国内規制機関に届け出ることとし、オフショア金融センターへの国際的監視を強める。
- 国際的な金融取引への課税制度を確立する。

社会的開発目標の保護

- 積極的な住宅政策と地域密着型金融サービス (協同組合、相互組合など) を促進し、強欲な貸し手から家庭を守る。
- 年金財源と投資の規制において年金基金の社会的目的を認める。

投資関連機関全体への責任の拡大

- 格付機関の透明性と統治要件を強める。
- あらゆる形態の信用リスク移転に対する完全かつ信頼できる規制を設ける。
- ヘッジファンド、プライベートエクイティなどの非公開株投資会社、それらによる資金運用を定めたリミテッド・パートナーシップ契約を規制する。
- 最高幹部の報酬、取締役、リスクマネジメント、企業利益の配分に適用される企業統治制度を強化する。

IV. 新たなブレトンウッズ体制

17. いまや新しい「ブレトンウッズ体制」を通してグローバルな金融と経済の体制を再編成する時であるが、既存のいかなる機関にも、上記の体制を確立するための権限や信頼性がない。各国政府は必要な体制構築のための作業に着手すべきであるが、この議論は銀行と財務官僚が密室で行うべきものではない。労働組合は、現在の危機の被害者である世界中の働く家族を代表している。自宅の差し押さえ、解雇による失業、株式相場の暴落による年金資金の消失に苦しむ当事者のひとりである。われわれも会議に参加できるよう要求する。

18. 制度改革は単なる金融規制を超えて、世界経済の不均衡を解消できるような経済管理を導入すべきである。OECD 内部（とくに米国、欧州、アジア間）での構造的な経常収支と為替レートの不均衡、さらに新興経済国との間の不均衡が減らないことも、危機を深刻化させた一因である。新興国の株式市場に巨大なバブルが発生し、結局は破裂したことで、事態はいっそう不安定になった。新興国がドル保有を膨らませ、政府系ファンドが投資を拡大したおかげで、深刻な打撃を受けた銀行と金融機関は必要な資本増強を実現できた。だが、そこには調整のリスクが迫っている。すなわち米国経済の不透明性がぬぐえず、ドル圏から資金が激しく逆流するリスクである。新しいブレトンウッズ体制では、新興経済国の政府も中心的役割を担わなければならない。

V. 公正な分配の危機との闘い

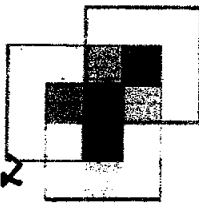
19. 賃金水準の停滞と労働者世帯の購買力低下は、いずれも破壊的な政策の結果であるが、同時に家計貯蓄の減少と持続不可能な借金拡大、これによる米国の住宅ローン危機発生の主因でもある。金融の規制が緩和されたおかげで、貸し手は所得の代わりとして住宅を担保にした貸し出し拡大に走るようになった。過剰な借入と甘いルールで加速された資産バブルが、所得分配を基礎とした持続可能な成長に取って代わった。

20. 最近の OECD と ILO の報告書で、OECD 加盟国の 3 分の 2 で労働分配率が低下し、不平等が拡大していることが示されている。いまこそ先進国政府は、労働市場の規制緩和

と労働者保護義務の撤廃を呼びかけるのではなく、制度を再構築して所得と富のより公正な分配を後押しするよう促すべきである。公正な分配の危機は OECD 以外の国ではさらに顕著であり、経済情勢の悪化によって、ILO が指摘してきた途上国でのディーセントな労働の欠如がますます深刻化している。それを最も象徴するのが、今年の食料価格の暴騰である。人的損害は世界的な飢餓の増大として表れている。われわれは G20 諸国の政府に対し、自国では手に負えない差し迫った危機に見舞われた国に対する IMF の緊急援助を拡大するよう訴える。この支援の条件として緊縮財政を押し付けてはならない。逆に「積極的コンディショナリティ」を付けて、各国での短期的な成長、コストと利益の公正な分配、長期的な持続可能性の回復を支援すべきである。提案は、関係国の労働者組織の合意を得るべきである。各国政府は、継続する食糧危機への緊急対策として食糧市場での投機対策などに合意するとともに、最貧困諸国への緊急援助の拡大、さらに持続可能な食糧生産を拡大するための中期的政策、食糧備蓄の再構築にも合意すべきである。これにとどまらず、各国政府は今回の会合を機会に、途上国援助の拡大とミレニアム開発目標の達成という公約を果たすために、なにをなすべきかを明らかにすべきである。

VI. 結論

21. 6月の北海道サミットに対する声明の中で、グローバル・ユニオンは「規制も管理もない金融市場と、ディーセントな労働を提供するという実体経済のニーズとが、ますますかけ離れている」と批判した。OECDによると、国際的な金融体制の評価基準は「市場参加者の支払い能力を確保して金融の安定を維持」し、破綻と不正から「投資家を保護」し、「効率的で効果的な金融市場を確立」できるかにある。この数週間で、現行システムがこれら三つの目的のいずれも実現できないことが明白になった。G20 会合の枠組みを超え、G7、G8、欧州、OECD のすべてのレベルまで、さらに国際金融機関にまで協力の幅を広げることで、規制逃れを防止し、新しい制度を世界全体に徹底すべきである。働く人々は、これらの会合や機関に出席する権利を要求する。今回は銀行オーナーと各国政府との密室での議論で正しい結論がでるとは到底思えない。必要なのは完全な透明性と、情報開示と、協議である。グローバルユニオンは、その中で自らの役割を果たす用意ができています。



グリーン・ジョブ 事実と統計



気候変動に協力して取り組む

グリーン・ジョブと良い仕事：二重の課題

グリーン・ジョブは、現在と未来の世代のために環境を保全し、より公平で、すべての人々と国々が関わる持続可能な経済や社会を象徴する言葉となった。

グリーンな成長とグリーンな開発は、多くの場合、環境と経済開発の双方にとって有利であると説明される。その一方で、持続可能な開発の社会的側面（特に雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事））についての意味については、これまで十分な関心が払われてこなかった。

ILO との共同によるグリーン・ジョブ・イニシアチブ（構想）の下、国連環境計画（UNEP）によってまとめられた報告書によると、持続可能な低炭素経済への動きが勢いを増すにつれ、より多くのグリーン・ジョブが創り出される。数の上では、勝者が敗者をはるかに上回る模様であるが、経済を持続可能なものとする構造改革の過程で、働く人々の一部は打撃を受ける。

経済発展と幅広い持続可能な開発にとって最も深刻な脅威は、天然資源の劣化や枯渇などの環境破壊である。このような破壊は、将来、気候変動の影響でさらに深刻化すると考えられるが、多くの開発途上国ではすでに現実のものとなりつつある。予測される気候変動により、中・長期的に、世界中の多くの分野の経済社会活動に深刻な混乱が引き起こされるだろう。気候変動それ自体も、適応するにせよ、排出量削減により歯止めをかける努力をするにせよ、経済社会開発、生産と消費のパターン、そして雇用、所得、貧困削減に多大な影響を与える。これらの影響は、すべての国の働く人々、特に後発開発途上国や島嶼国の最も脆弱な人々にとって、大きなリスクとチャンス両方をもたらす。

持続可能な経済への転換が図られると、雇用は少なくとも以下の4点において影響を受ける。

- 追加の仕事が創出される—既存の生産設備に取り付けられる汚染防止装置の製造など。
- いくつかの仕事が代替される—化石燃料から再生可能エネルギーへの移行、トラックから鉄道車両製造への移行、ゴミの埋め立て・焼却処理からリサイクルへの移行など。
- 特定の職業は直接的な代替なく消滅する—包装の省略や禁止に伴う包装資材製造の中止など。
- 多くの現存する職業（配管工、電気工、金属工や建設作業員など）について、技能の組み合わせや仕事のやり方などが変更または再設計され、作業内容がより環境に配慮したものとなる。

数字から見るグリーン・ジョブ：二重の課題

環境の課題

- 気候関連の災害：2000—04年、年間2億6,200万人が被害にあった。
- 水不足：主にアジアとアフリカで、2025年までに18億人が真水の不足に苦しむことが予測される。
- 環境難民：気候変動の結果、今後数年間に、5,000万人の環境難民が発生する可能性がある。
- 洪水による立ち退き：沿岸部、氾濫する河川近くの平野部、島嶼国の3億3,000万人が、今後ますます影響を受ける。
- 食糧不足と栄養失調：現在1億8,000万人が影響を受け、2080年までに6億人が被害を受ける恐れがある。
- 汚染：世界中で年間200万人が屋内外の大気汚染により寿命を縮め、死亡している。
- 多様性の喪失：研究の進んでいる大部分の種が、分布・数量あるいはその両面で減少している。世界経済の4割がバイオ製品とその加工処理に関連している。貧しい人々、とりわけ農業生産性の低い地域に住む人々は、環境の遺伝的な多様性に大きく依存している。

ディーセント・ワークの課題

- ワーキング・プア：世界中で13億人（世界の労働人口の43%以上）が、低収入のため、自分と家族を1日2ドルの貧困ライン以下の生活から引き上げることができない。
- 失業：世界で1億9,000万人。
- 若年求職者：今後10年間で、新たに5億人以上の求職者が出現する。
- 不安定性：53億人が社会保障の適用がない状態で暮らしている。
- エネルギーへのアクセス：16億人（生存する4人に1人）が現代的なエネルギーへのアクセスをもっていない。
- 適切な住居：10億人のスラム居住者が、きれいな水や基本的な衛生関連施設のない貧しい住居に暮らしている。

グリーン・ジョブとは何か

グリーン・ジョブは、企業と経済部門が環境にもたらす影響を、最終的には持続可能なレベルにまで軽減する。グリーン・ジョブは、1)生態系や種の多様性の保全を助ける、2)高効率戦略を通じてエネルギー、原料、水資源の消費を削減する、3)経済を脱炭素化する、4)あらゆる種類の廃棄物と汚染を削減または全廃する、ような仕事を含む。

新興経済や開発途上国のグリーン・ジョブは、管理職、科学者、技術者にとってのチャンスであるとともに、その大部分は、若年者、女性、農業従事者、農村人口やスラムの住民など、その利得を最も必要とする人々のためになる。

しかし、原則的に「グリーンな」(環境に優しい)はずの多くの仕事が、実施が不適切なために環境破壊を生じ、実際のところグリーンではない。つまり、グリーン・ジョブの概念は絶対的なものではなく、現在の「グリーン」には負の要素があり、グリーン・ジョブの概念は時とともに進化するだろう。また、グリーン・ジョブが自動的にディーセント・ワークというわけでもない。グリーン・ジョブの多くは、「きつい、汚い、危険」な3Kの仕事である。リサイクル、廃棄物処理、バイオマス・エネルギー、建設業などの産業における雇用は、不安定で低賃金の傾向がある。もしグリーン・ジョブが真に持続可能な未来への架け橋となるのなら、このような傾向を変えなければならない。グリーン・ジョブはディーセント・ワークでなければならない。ディーセントでグリーンな仕事は、ミレニアム開発目標1(貧困削減)と目標7(環境保護)を効果的に結びつけ、対立するのではなく、相互に支えあう目標とする。

グリーン・ジョブ・イニシアチブ

ILO は国連環境計画(UNEP)や他の国連機関、パートナーと協力して、グリーン・ジョブの潜在的な可能性を実現させ、気候変動に直面する社会における労働市場の好ましい方向への変化を手助けする。ILO 総会に提出した事務局長報告書「持続可能な開発のためのディーセント・ワーク」の中で、ファン・ソマビア ILO 事務局長は気候変動に関する主要な ILO プログラムの必要性を訴えた。ILO のグリーン・ジョブ・イニシアチブは、潘基文(潘・ギムン)国連事務総長が打ち出した国連全体が取り組むべき三つの優先課題の一つである気候変動に対応する。この ILO プログラムは、知識の格差を埋める手助けをし、政策形成に貢献するとともに、ディーセント・ワーク国別計画の一環として加盟国を支援する。

グリーン・ジョブとグリーン・ジョブ・イニシアチブに関する詳細な情報については、下記の URL をご参照下さい。

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2008-03.htm> (日本語)

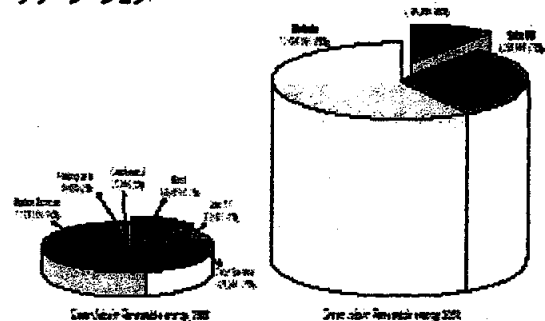
<http://www.ilo.org/integration/greenjobs/index.htm> (英語)



主要統計

- 環境関連の製品とサービスの世界市場規模は、現在の年間 1 兆 3,700 億ドルから、2020 年までに 2 倍の 2 兆 7,400 億ドルになることが見込まれる。
- この市場の半分はエネルギー効率関連分野で占められ、残りは持続可能な輸送、水の供給、衛生、廃棄物処理である。
- 先進国、新興経済国、開発途上国には、すでに多くのグリーン・ジョブが存在している。たとえば、エネルギー供給における再生可能なエネルギー源、特にビル内や建設業におけるエネルギー使用の効率化、運輸業、基幹産業とリサイクル、農業、林業など。
- ここ数年で、再生可能エネルギー部門だけでも 230 万人が新規の職に就き、この分野の雇用成長の可能性は計り知れない。代替エネルギーにおける雇用は、2030 年までに、風力発電で 210 万、太陽光発電は 630 万に上るかもしれない。
- 米国では、グリーン・テクノロジーは、ジョイント・ベンチャー資本において情報、バイオテクノロジーに続く三番目に大きな分野であり、中国では、グリーン・ベンチャー資本がここ数年で 2 倍に成長し、総投資額の 19% を占める。
- 再生可能エネルギー部門は化石燃料より多くの雇用を生み出している。同分野への投資は 2030 年までに 6,300 億ドルが見込まれ、少なくとも 2,000 万の新規の仕事が創出されるであろう。
- 農業では、バイオマス・エネルギーやその関連産業で 1,200 万人が雇用される可能性がある。
- エネルギー効率のよい建物への世界的な移行は、数百万の仕事を生み出し、すでに建設業で働く推計 1 億 1,100 万人の多くにグリーンな雇用を生み出す。
- 建物のエネルギー効率向上のための投資は、欧州と米国だけで 200 万~350 万の追加のグリーン・ジョブを創出する一方、開発途上国ではより高い可能性をもつ。

2006 年と 2030 年の再生可能エネルギーにおけるグリーン・ジョブ



2006 年(左図) 近代的なバイオマス(50%)、水力(2%)、地熱(1%)、風力(13%)、太陽光(7%)、太陽熱(27%) (左より時計回りで)

2030 年(右図) バイオ燃料(59%)、風力(10%)、太陽光(31%) (左より時計回りで)

グリーン・ジョブ：持続可能な低炭素世界におけるディーセントワークに向けて

国連環境計画 (UNEP)、国際労働機関 (ILO)、国際労働組合総連合 (ITUC)、国際使用者連盟 (IOE) が共同で最近発表した『グリーン・ジョブ：持続可能な低炭素世界におけるディーセントワークに向けて』では、気候変動対策の努力により、今後数十年に何百万もの新しい「グリーン・ジョブ」が創出されるだろうとしている。グリーン・ジョブとは、企業や経済部門の環境への影響を削減するのに役立つ仕事のことである。この報告書は、すでに存在するグリーン・ジョブとは何かを示している。

—エネルギー供給、再生可能なエネルギー資源：まだエネルギーの 2% を供給するにすぎないものの、近年、230 万以上のグリーン・ジョブが創出されている。風力産業では約 30 万人、太陽光発電部門では約 17 万人、太陽熱産業では 60 万人以上雇用しており、後者の多くは中国においてである。再生可能エネルギーを促進する積極政策をとっている国は、その部門の雇用が増えている。ドイツでは、10 年も経たないうちにそのような仕事が約 4 倍の 26 万に増えた。

—エネルギー効率（とりわけ建築・建設部門において）：これは温室効果ガス排出を削減し、そのプロセスにおいて雇用を創出する可能性が最も高いものの一つである。エネルギー効率の改善に基づく約 400 万の直接的なグリーン・ジョブがすでにアメリカならびに多くのヨーロッパ諸国の経済全体に存在している。建築部門は現在、総数のうち 100 万未満しか占めていないが、グリーン・ジョブの重要な源となり得る。

—輸送：車のフットプリントを減らし、公共交通機関を促進するための努力が必要である。燃費が良く低公害・低排出の車の生産における仕事に加え、中国、インド、欧州連合 (EU) だけでも鉄道で 500 万以上の雇用があり、世界の公共交通機関ではさらに何百万もの雇用がある。

—基本的産業およびリサイクル：鉄・鋼・アルミ・セメント・パルプ・紙とといった工業部門は、エネルギーや原材料の利用ならびに温室効果ガス排出において大きなシェアを占めている。これらの産業の影響を削減するための決定的な選択はリサイクルである（例えば、世界的に第 2 次鉄鋼生産では 20 万以上の雇用があると見込まれている）。

—農業：この報告書によると、自営農場、有機生産、気候変動へうまく適応することなどの持続可能な事例で証明されているとおり、農業部門にはとてつもない可能性が秘められている。

—林業：炭素シンク（吸収源）としての林業への期待や、再生可能な原材料を提供するもの、生物多様性が集まる場所、水の流れやその他の環境サービスの調整弁としての役割を考えると、森林におけるグリーン・ジョブは今後、ますます重要な役割を果たすことは明らかである。

この報告書は、多くの職場のグリーン化へ向けて徐々に、しかし広く、シフトすることは、環境への影響を削減し、気候変動の負の影響を防ぐのに大きく貢献し得ると強調している。これらの利益はしばしば急速かつ低コストで、新しい技術への大きな投資を必要としない。

この報告書では、グリーン・ジョブは自動的にディーセントワークに付随するものではないと明らかにしている。例えば、多くの現行のリサイクル業が原材料を復元し、それゆえ天然資源への圧力を軽減させるのに役立つ。しかし、その方法はしばしば汚く、危険で難しく、環境や労働者の健康とそのコミュニティに重大なダメージを与える。雇用は不安定になりがちで、通常、低収入である。もしグリーン・ジョブが真に持続可能な将来への架け橋となるのであれば、これらは変わらなければならない。

質の高い仕事における能力の差や不足は、産業や途上国における経済のグリーン化においても、急速に、目に見えない拘束力のある制約になり得る。現在の能力差を埋め、将来の必要性を予測することは、グリーンで低炭素な経済に向けた幅広くすばやい移行にとって必要不可欠である。

グリーン・ジョブの進化と労働市場における転換・シフトの評価とモニターには、間接的に誘発される雇用と解雇の影響を含めるべきである。

今後待ち受ける環境・社会的課題に対処するため、若年、女性、農家、農村人口、スラム居住者など、幅広い層の人口がグリーン・ジョブから利益を得るべきである。この可能性を実現させるため、政府がグリーン・ジョブ戦略を促進するのに主体的な役割を担わなければならない。

オバマのグリーン・ニューディール

21世紀社会民主主義研究会

アメリカは今や、金融も製造業もほとんどすべて市場機能が停止し、国家の全面的な管理なしには何ごとも動かない状態に立ち至っている。これまで傲慢にも「アメリカの本分は市場だ」と言い放ってきた企業経営者が市民の税金に頼るしか生き延びられないと泣きすがっているのである。アメリカにおける国家独占資本主義体制の出現である。この体制は緊急避難というよりもおそらくは相当長期間つづくことになるだろう。

「救世主オバマの降臨」なしには政策決定が前に進まないといった奇妙な現象が起きているが、そうした中でオバマの経済復興政策の骨格が明らかになりつつある。財源規模は5-6000億ドルにも達すると伝えられ、先に決まった金融危機救済資金と合わせると1兆ドルをはるかに超え、これからも膨張していくことは確実である。

経済復興政策の支柱になっているのがグリーン・ニューディールである。政策の全容は現在急ピッチで詰められている。1月6日からの新議会会期（上下院でも民主党が多数を占めた）がスタートし、1月20日の大統領就任式後は、その日からでもすぐに政策が実行に移されていくことになるだろう。

ここではオバマのグリーン・ニューディールの目的を理解するために、この構想を以前から支えてきたリベラル派シンクタンク「アメリカ進歩センター」(CAP)の提言をみてみよう。現在詰められている経済復興政策はこの提言をスケールアップしたものであり、アイデアの基はこの提言に込められているからである。

内容に入る前にCAPについてかんたんにふれておくと、2003年にクリントン元大統領の首席補

佐官を務めたポデスタが民主党再建のために立ち上げたシンクタンクである。それ以降リベラル系グラスルーツ活動の拠点の一つとなっており、今回の大統領選挙でも大きな役割を果たした。事実、ポデスタはオバマの政権移行準備委員会の共同議長を務めている。生活研は2008年3月、CAPとドイツのエーベルト財団と3者共催で格差をテーマにした国際会議を東京で開催した。

さて紹介しようとするのは2008年9月に共同チームで作成された政策提言「グリーン経済回復—良い仕事をつくり低炭素経済建設に着手するプログラム」"Green Recovery A Program to Create Good Jobs and Start Building a Low-Carbon Economy"である。

提言は金融危機後急速に悪化しつつあるアメリカ経済を向こう2年間で立ち直らせるために、「低炭素」を政策の軸にして、短期と長期の投資を打っていこうというところに本旨がある。

提言では2年間で1000億ドルを投入し、200万人の雇用を増やすことができるとしている（現在の規模は前述のとおり5-6000億ドル、雇用は250万人と伝えられている）。とくに提言に説得力を持たせるために、投資すべき分野を6つ掲げ、そして増やすことのできる仕事を具体的に示している。それは次頁表のとおりである。

提言の要点はつぎの4点にまとめることができる。

- (1) レーガン以降続いてきた金融と情報立国化という単線的な路線と断絶し、衰退著しい建設業と製造業を再生させる。その再生方法は多エネルギー消費型ではなく、エネルギー効率を高める方向で行う。

| 投資分野 | 増やす職種 |
|-----------------|--|
| 公共建物のエネルギー効率の改善 | 電気工、エアコン敷設工、大工、建築設備オペレーター、屋根修理工、防音敷設工、大工補助工、工業トラック運転手、建築監督者、建築検査人 |
| 大量輸送・貨物鉄道の整備 | 土木技師、鉄道線路敷設工、電気工、溶接工、金属組立工、エンジン組立工、バス運転手、操車係、機関士、鉄道車掌 |
| 高速・大容量ネットの整備 | コンピューターソフトウェア技師、電気技師、電気設備組立工、電気設備技術者、機械工、協同組立工、建設労務者、オペレーター技師、電線敷設者と保全係 |
| 風力発電の開発 | 環境技師、鉄鋼労働者、風車大工、板金工、機械工、電気設備組立工、建設設備オペレーター、工業トラック運転手、工業製造管理者、ファーストライン監督者 |
| 太陽光発電の開発 | 電気技師、電気工、工業用機械工、溶接工、金制作工、電気設備組立工、建設設備オペレーター、敷設補助者、労務者、建設管理者 |
| 先端バイオ燃料の開発 | 化学技術者、化学者、化学設備オペレーター、化学技師合成混合機械オペレーター、農業労働者、工業トラック運転手、農場農産物従事者、農業森林監督者、農業検査官 |

- (2) エネルギー効率は公共輸送交通網の整備・再生をつうじて可能とさせる。また公共の建物、例えば学校を修理し、エネルギー効率を高めることによって浮いたエネルギー費用を先生や図書、奨学金などに回し、おなじように病院でもマンパワーに回すといった資源の再分配をめざす。
- (3) プッシュ時代のようなポーズだけの再生可能エネルギー開発ではなく、これに本気で取り組み、地球温暖化対策をつよめる。
- (4) 以上のような産業を担えるようにグリーン雇用を増やす。表にみられるように研究部門の雇用だけではなく、溶接工、屋根修理工、機械

工などさまざまな製造業における雇用、トラック運転手などなじみの仕事をふやすことが重視される。つまりグリーン・ニューディールをつうじたグリーンな製造業復活とグリーンジョブの創出が目指される。

同時にキャリア・ラダー（熟練の梯子）形成能力を高めることをつうじて仕事の質を変える。つまり労働者が低賃金のグリーンジョブからより高い賃金のジョブへ移動するキャリア・ラダーを昇ることができるようにする。そのために全米のどの地域でも同じような条件基盤を整えることが必要とされている。

**国内および国際レベルでの社会的パートナーシップの枠組み**

株式会社高島屋及び、社会的パートナーである高島屋労働組合ならびにユニオン・ネットワーク・インターナショナル(UNI)は、企業の発展のために世界規模での社会的責任を追求し、社会対話に基づく相互のパートナーシップを強化することに合意した。

社会的パートナーシップは、経営者と労働組合による、両者の権利だけでなく、相互の利益及び繁栄のために協力的かつ生産的な関係が必要であることを意味するものである。株式会社高島屋及び、高島屋労働組合ならびにUNIは、普遍的に認められた環境、労働、人権に関する原則に基づき行動することに合意し、適切な運用を共に推進する枠組みを構築する。

地球環境に対する影響への対処の必要性に関する共通の認識

1. 株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUNIは、自然資源の減少、汚染、気候変動、生態系への影響などあらゆる環境問題の予防、改善へのアプローチを支持する。

・環境経営の推進

株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUNIは、株式会社高島屋の事業の運営が自然環境と人間環境に及ぼす可能性のある影響に対する懸念を常に考慮し、環境に関するすべての懸念に対処するために努力を行うことを約束する。

職場における人の尊厳・基本的人権に関する共通の認識

2. 株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUNIは、職場においてすべての人が固有している尊厳が尊重され、身分の保障、安全・衛生に関する適切な基準が適用されることを支持する。

・職場における他者の尊重

職場では、肉体的虐待、異常な処罰、性的あるいは他の形態の嫌がらせや脅威があってはならない。また、経営者と労働者は、他の従業員に対する尊重の欠如あるいは差別を意味するようないかなる行動も回避し、調和のとれた関係を維持しなければならない。

・安全・衛生に配慮した職場環境の維持

安全で衛生的かつ作業上の危険を伴わない環境を提供する。

職業上の最善の安全・衛生慣行を促進し、安全な設備と適切な訓練を提供する。また、アスベストのような特定の危険は可能な限り回避する。

健康と安全を保障するために採択された措置を遵守するため、企業と労働者およびその代表は互いに協力する。労働者とその代表は、職場の安全・衛生の分野で、適切な情報と訓練を受ける。

3. 株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUNIは、職場において基本的人権が尊重されることを支持する。

この確認に関して、株式会社高島屋は、結社の自由と労働組合権に関するILO条約に従い、団結権と、労働組合が労働者を代表し、その代理として交渉する権利を認め、賃金および労働条件に関する最低限の基準に従うことに同意する。

・結社の自由および団体交渉権の尊重

全ての労働者は、労働組合を結成し、参加する権利を有する。

株式会社高島屋が所有する企業およびその子会社に雇用されている労働者をUNI加盟組織が代表する場合、その企業は以下について、労働組合が当該労働者を代表する権利を認める。

- ① 団体交渉。組合は、善良な信念を持って交渉することに同意し、労働者の雇用を保障するための企業の発展成長に寄与することを労使共通の目的とする。
- ② 紛争解決手続き。
- ③ 雇用および訓練に関するすべての事項に関する交渉および協議。

・労働者を代表する権利

企業は、労働者代表が差別を受けることなく、代表の機能を果たすために必要な全ての職場へ出入りする権利を保障する。

地域社会における人の尊厳・基本的人権に関する共通の認識

4. 株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUN Iは、地域社会において基本的人権が尊重されることを支持する。

・雇用の自由な選択

雇用は自由に選択されるべきであり、強制労働や奴隷労働があってはならない。

・雇用における差別の廃止

全ての労働者は、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、国籍、出身地に関わらず、機会および処遇は均等に与えられなければならない。また、労働者は、労働の価値に見合った賃金を受け取るべきである。

・児童労働の廃止

児童労働があってはならない。15歳以上かつ義務教育終了年齢以上の労働者が雇用されるべきである。

18歳以下の子どもは、仕事の性質あるいは仕事が行われる環境のために、健康や安全、道徳を害する可能性がある仕事に従事させてはならない。

本合意に関する実施

・株式会社高島屋本社は、本合意について全ての国内外の事業所に周知する。

・株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUN Iは、本合意の履行について責任を持つ。そのため、三者は継続的に対話を行う。

・高島屋労働組合は、本合意が有効かつ適切に履行されるために、代表する労働者に対し、本合意内容の正しい理解を促すとともに、取り組みの実践力向上に努める。

・株式会社高島屋が本合意を適切に履行するために、UN Iは、自らの持つ世界的ネットワークを活用し、株式会社高島屋に対して適切な情報提供を行う。

・本合意内容の実施上の問題が起こり、企業内自治において解決が困難な場合は、UN Iは、紛争の当事者間を仲介し、平和的解決が図れるようできる限りの努力をする。

・株式会社高島屋は、本合意に記された労働者の権利を尊重することは、労使関係の進展に不可欠な要素であると考え、したがって同社は、同社と契約またはサービス提供する企業に対し、これらの原則を遵守する必要性を伝える努力をする。

2008年 月 日

株式会社 高島屋

代表取締役社長 鈴木 弘治

高島屋労働組合

中央執行委員長 村田 善郎

ユニオン・ネットワーク・インターナショナル

書記長 フィリップ・ジェニングス

日本サービス・流通労働組合連合

会長 桜田 高明

人権・労働組合権の尊重へ世界的な労使合意 日本企業で初めて

高島屋が「グローバル枠組み協定」を締結

企業の社会的責任を 世界レベルで果たす

国際労働組合運動は、すべての人々に公正なグローバル化を実現する取り組みの一環として、多国籍企業との間で「グローバル枠組み協定」GFA(Global Framework Agreement)締結を追求してきた。人権・労働組合権の尊重、環境に優しいなど、社会的責任を世界レベルで果たしていく企業活動を労使合意にもとづいて展開することを追求するもので、これまで、ヨーロッパを中心に約70企業が「国際産業別労働組合」GUF(Global Union Federation)および当該労働と締結した。企業の社会的責任に関する取り組みは、国際グローバルコンバクトなどがあるが、人権・労働組合権の尊重、環境保護、汚染防止などに関して企業が遵守を誓約し、登録や認証を得るもので、労使が直接協議し、秘密なパートナーシップにもとづいて、合意事項を共同で責任を分かち合っており、実現していくもので、実効性は非常に高い。ILOおよび国際労働組合運動が実現を追求しているディーセント・ワーク促進の

もつとも強力な方法でもある。

この協定が、ついに日本企業との間で結ばれた。まさに画期的なことである。

株式会社高島屋、高島屋労働組、日本サービス、流通労働組合連合、UNI、ユニオン・ネットワーク・インターナショナル(情報通信、サービス、流通、金融などの分野の組合が加盟)の関係者の努力は高く評価され、敬意が表されるべきだ。

社会対話にもとづく相互の パートナーシップを強化

11月11日、スイス・ニヨン市のUNI本部で、UNI世界執行委員会に先立ち開かれた。株式会社高島屋、安藤副社長、高島屋労働組合、村田委員長、UNIジェネラクス書記長、日本サービス、流通労働組合連合の桜田会長、そして立会人ILOソマビア事務局長が、それぞれ署名し、GFAが正式締結された。

協定は、「株式会社高島屋・高島屋労働組合UNIグローバル枠組み協定」企業の行動規範に関する労使協定」と題され、その概要を見ると、①「世界規模での社会的責任を追求し、社会



国際労働運動の まんなかから

中 嶋 滋 (組合・国際代表) ILO労働局長



スイス・ニヨン市のUNI本部で行われた開印式(11月11日)

対話にもとづく相互のパートナーシップを強化することに合意し、「社会的パートナーシップは、経営者と労働組合による、両者の権利だけでなく、相互の利益及び繁栄のために協力的かつ生産的な関係が必要であることを意味するものである。株式会社高島屋及び、高島屋労働組合ならびにUNIは、普遍的に認められた環境、労働、人権に関する原則に基づき行動することに合意し、適切な運用を共に推進する枠組みを構築する」とうたい、②では恒常的に「環境経営の推進」への努力を誓約している。

さらに③では職場におけるすべての人々の健康尊重を基本に、「職場における他者の尊重」、「安全・衛生」に配慮した職場環境の維持、「ILO条約に従い団結権・団交権を承認し、賃金・労働条件の最低限基準に従うこと」に同意し、④

は地域社会における基本的な人権の尊重を支持し、「雇用の自由な選択(強制労働や奴隷労働の禁止)」、「雇用における差別の禁止」、「児童労働の禁止」に關し具体的な項目が合意されている。そして実施に關し⑤で、「株式会社高島屋および高島屋労働組合ならびにUNIは、本合意の履行について責任を持つ。そのため、3者は継続的に対話を行う」とし、「株式会社高島屋は、本合意に記された労働者の権利を尊重することは、労働関係の進展に不可欠な要素である」と考へる。したがって同社は、同社と契約またはサービスを提供する企業に対し、これらの原則を遵守する必要性を伝える努力をする」と拡張努力まで示している。

全世界的な食糧・経済危機 が深まるなかで

ILO理事会に出席していた筆者は、ソマビアILO事務局長、日本政府ILO理事とともに開印に立ち会う名譽に浴した。非常に感慨深いものであった。全世界的な食糧・経済危機が深まること、危機されるなかでGFAが結ばれた意義は計り知れなく大きい。危機を口実にディーセント・ワークや公正なグローバル化に逆行する措置を強行する企業が多い状況下で、GFA締結を実現を成し遂げた関係者に敬意を表するとともに、この快挙が先例となるよう期待し取り組みを呼びかけたい。

理事会役員のスーテートメント

広がりつつある世界的な経済危機について、理事会の WP/SDG において意見交換が行われた後、理事会の役員は以下のスーテートメントに合意した。我々は以下のスーテートメントが危機への国内的国際的に進行中の議論において、ILO の構成員により利用されることを提案する。スーテートメントはまた、3 月の次期理事会までの機関の事務局の作業をガイドするのに貢献する。役員は構成員に危機への対応のための行動について事務局長に伝達すること (inform) を要求する。これにより理事会が ILO の活動の検討を再開したとき、それらは考慮されうる。

世界的な経済危機

- 2008 年 11 月中旬まで、金融危機は世界経済に大打撃を与えたと云った、小ではなく大きな兆しがある。2008 年の経済予測は当初予想より低く、2009 年の経済予測は更に低い。経済危機の影響の度合いは国や地域により異なるが、逃れられる国はない。
 - 三者構成である国際労働機関は、世界中の実体経済に深く手を差し伸べる。政府、使用者及び労働者は、人々、企業や雇用、社会的一体性及び安定において、危機の影響を特に懸念している。過去の経験から経済危機は、もし有効な施策が導入されなければ、社会の最も弱い部分に影響を与え、貧困や不平等を拡大する社会や労働に係る深刻な影響をもたらすことを (我々は) 知っている。
 - これは迅速な行動を要求する。我々は、ネガティブな社会的影響と戦い、回復を加速するだけでなく、世界経済の沈滞の期間や深さを最小限にする、包括的で連携した施策を必要としている。
 - 雇用、社会保護、F PRW 及び社会対話の促進は、現下の経済危機に対応するに当たっての有効な政策パッケージである。2008 年宣言のビジョンや戦略は、この様な状況において大いに関係する。
 - 以下 6 つの施策は人々を保護し、生産的な企業を支援し、仕事を保護するため実体経済における金融危機の影響に対処するため必要とされる。
- 第 1: 適当であれば国内需要を刺激し、迅速な効果を生むため、金融及び賃金施策により消費、貿易及び投資への資金 (credit) の流れを確保し、官民の支出や投資を通じて追加需要を刺激する。一方、金融の安定に貢献する政策枠組を維持する。我々は幾つかの政府がそのような施策を実施し及び検討していることに留意している。
- 第 2: 最も影響を受ける者を保護する。施策は社会保護や失業給付の拡大、追加訓練や再訓練の機会の促進、就職斡旋事業の強化、緊急雇用スキームや対象を絞った安全ネットの拡大・導入で構成するべきである。若い男女、非公式経済で働く及び不安定な労働者、移民労働者、ワーキングプアは最も保護される必要がある。年金システムの保護は優先事項である。全ての人に対し進歩の果実を分かち合い、雇用されそのような保護を必要としている全ての人に対する最低生活賃金を確保するために企画された、例えば保護が必要な人に全てに基礎収入 (basic income) を提供する施策や、賃金、時間及び他の労働条件に関する政策により、持続可能で国内の状況に適合した社会保護 (社会保障と

労働保護) 政策を開発・改善することが必要である。

第3：雇用やDW（への効果）を最大化するため、強力な社会経済及び実行可能な公共部門と共同で、生産的で利益を生む持続可能な企業を支援する。特に小企業や協同組合のための投資や成長への支援環境を守る追加施策が必要とされる。小企業や協同組合向けのインフラ投資の拡大には、持続可能な回復を促進するためILOのグリーンジョブ・イニシアチブを利用する施策も1つの手である。

第4：社会の進歩は現下の危機において浸食されないようにするため、我々はILOのマンデートの実施するに当たって、加盟国が特に基本的権利（結社の自由と団結権の効果的な認識、全ての形態の強制労働の撲滅、児童労働の効果的な廃止、雇用や職業に関する差別の撲滅）の重要性を認識している1998年宣言を利用し、再確認するよう徹底する。

第5：ILOと多国的システムを持つ三者の構成員との強力な連携は、これらの施策を実施するに当たり各国の取組を支援し、危機に立ち向かうための共通の土台を求め、人々、企業、職場における権利、DWへの影響を最小化するために不可欠である。社会対話と三者構成主義の慣習は問題を解決し社会的一体性を構築するのに妥当である。それには、対話を通じ国内条件や国内の優先事項を反映することが重要である。

第6：現在のレベルを最低限として開発援助（の水準）を維持し、低収入国が危機の影響を緩和することができるよう、追加的な貸出限度ライン（の設定）や支援を提供する。

- 実態経済を基礎とする三者構成であるILOの声や経験は、このような性質の危機への包括的な対応を支援するのに特に良質である。政府や代表する労使団体は上記施策の準備や実施を有効に支援し得る。
- 中期的な観点で、我々は持続可能な成長や開発はバランスのとれた経済、社会、環境政策の要であることを理解している。これは持続可能な経済成長・開発を支援し、DWの成果を確保するため、金融、貿易、雇用と労働、開発、社会及び環境政策間の強力な一貫性を必要とする。
- 国際労働機関は拡大する経済危機に対応する国を支援するため、その専門性や三者のネットワークやリソースを通じて（以下により支援するよう）待機している。
 - ILOの活動方法の優先事項の再設定を含む、危機による労働及び社会的な影響に対する様々な側面や対応においてILOの作業を深化する。
 - 世界的な経済危機に対する対応を開発するに当たって、ILOの構成員を支援する。
 - 上記で設定された目標を達成するためG20のプロセスや国際的な金融組織を含む多国間システムに関与する。
 - 一貫したパッケージを開発するため、理事会での検討の目的として、2009年3月の理事会前に、危機に係るハイレベル三者構成会合の開催と有効な対応策を検討する。